

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行令の一部を改正する政令案 参照条文 目次

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行令	1
広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律	1
首都圏整備法	2
近畿圏整備法	2
中部圏開発整備法	3
地方自治法	3

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行令の一部を改正する政令案 参照条文

◎ 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行令（平成十九年政令第二百四十九号）（抄）

（民間事業者が計画の認定を申請することができる拠点施設の整備に関する事業の規模）

第二条 法第七条第一項の政令で定める規模は、〇・五ヘクタールとする。ただし、当該拠点施設の整備に関する事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の拠点施設の整備に関する事業で次の各号のいずれにも該当するものが施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、これらの拠点施設の整備に関する事業の事業区域の面積の合計が〇・五ヘクタール以上となる場合にあつては、〇・二五ヘクタールとする。

一 広域的地域活性化基盤整備計画に記載された重点地区の区域における建築物及びその敷地の整備に関する事業（これに附帯する事業を含む。）で公共施設の整備を伴うものであること。

二 基本方針のうち法第四条第二項第二号に掲げる事項及び広域的地域活性化基盤整備計画のうち当該重点地区の区域に係る法第五条第二項第二号に掲げる事項に照らして適切なものであること。

三 都市における土地の合理的かつ健全な利用及び都市機能の増進に寄与するものであること。

◎ 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）（抄）

第四条 国土交通大臣は、広域的地域活性化のための基盤整備に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 （略）

二 拠点施設の選定及び重点地区の設定に関する基本的事項

三 七 （略）

3 六 （略）

（広域的地域活性化基盤整備計画）

第五条 都道府県は、その区域について、基本方針に基づき、広域的地域活性化のための基盤整備に関する計画（以下「広域的地域活性化基盤整備計画」という。）を作成することができる。

2 広域的地域活性化基盤整備計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 （略）

二 拠点施設に関する事項（前号の目標を達成するために拠点施設の整備を特に促進することが必要な場合にあつては、その拠点施設に関する事項及び重点地区の区域）

三〇六（略）

3〇10（略）

（民間拠点施設整備事業計画の認定）

第七条 広域的地域活性化基盤整備計画に記載された重点地区の区域における拠点施設の整備に関する事業（建築物及びその敷地の整備に関する事業（これに附帯する事業を含む。）で公共施設の整備を伴うものに限る。）であつて、当該事業を施行する土地（水面を含む。）の区域（以下「事業区域」という。）の面積が政令で定める規模以上のもの（以下「拠点施設整備事業」という。）を施行しようとする民間事業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該拠点施設整備事業に関する計画（以下「民間拠点施設整備事業計画」という。）を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2（略）

◎ 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2（略）

3 この法律で「既成市街地」とは、東京都及びこれと接続する枢要な都市を含む区域のうち、産業及び人口の過度の集中を防止し、かつ、都市の機能の維持及び増進を図る必要がある市街地の区域で、政令で定めるものをいう。

4 この法律で「近郊整備地帯」とは、既成市街地の近郊で、第二十四条第一項の規定により指定された区域をいう。

5（略）

◎ 近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2（略）

3 この法律で「既成都市区域」とは、大阪市、神戸市及び京都市の区域並びにこれらと接続する都市の区域のうち、産業及び人口の過度の集中を

防止し、かつ、都市の機能の維持及び増進を図る必要がある市街地の区域で、政令で定めるものをいう。

4 この法律で「近郊整備区域」とは、既成都市区域の近郊で、第十一条第一項の規定により指定された区域をいう。

5・6 (略)

◎ 中部圏開発整備法（昭和四十一法律第二百二号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 (略)

3 この法律で「都市整備区域」とは、中部圏の地域のうち第十三条第一項の規定により指定された区域をいう。

4 この法律で「都市開発区域」とは、都市整備区域以外の中部圏の地域のうち第十四条第一項の規定により指定された区域をいう。

5 (略)

◎ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

（指定都市の権能）

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

一～十五 (略)

2 (略)